

## 川崎市光化学スモッグ被害者医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、光化学スモッグの影響によると判断される健康被害者に対し、医療費の措置を講ずることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により、医療費の支給を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で、本市の区域内において光化学スモッグの影響によると判断される健康被害を受け、かつ、当該被害につき医療を受けた者（以下「健康被害者」という。）であって、市長が当該医療の必要なことを認めたものとする。

2 前項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めた者には、医療費を支給することができる。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、この要綱は適用しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定による災害共済給付を受けられる者
- (3) 前各号に掲げる以外の法令等により医療費の本人負担額の給付を受けられる者  
(給付の範囲)

第4条 市長は、健康被害者が次に掲げる医療を受けたときは、その者に対し医療費を支給する。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処理、手術及びその治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

2 市長は、健康被害者が前項に規定する医療費の支給を受ける際に必要な医療機関の証明した書類の文書料を、次の各号に掲げる額を限度として、現に要した費用についてその者に支給するものとする。

- (1) 診断書料（光化学スモッグ被害者用）1件につき1,000円
- (2) 医療内容証明書料1件につき200円

(医療費の額等)

第5条 前条第1項の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額を限度とする。ただし、健康被害者が当該医療につき社会保険各法又は、法令等により医療

費として給付される額（社会保険における付加給付に相当する額を含む）を控除した額を限度とする。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)により算定した額とする。ただし、現に要した費用を超えることができない。

（支給の申請）

- 第6条 この要綱の規定による医療費の支給を受けようとする者は、医療費支給申請書(第1号様式)に医師の診断書(第2号様式)を添えて、住所地若しくは当該被害発生地を所轄する地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長を経由して、市長に申請しなければならない。

（健康被害者状況調査）

- 第7条 市長は、前条による申請書を受理したときは、すみやかに当該医療費支給申請書に係わる健康被害状況調査を行い、光化学スモッグによる健康被害調査票(第3号様式)を作成するものとする。

（医療費支給の決定及び通知）

- 第8条 市長は、第6条に規定する医療費支給申請書及び第7条に規定する光化学スモッグによる健康被害調査票を審査し、医療費の支給の可否を決定するとともに、当該決定に基づき光化学スモッグ医療費支給可否等決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（医療費等の請求）

- 第9条 前条の規定により、医療費の支給が認められた健康被害者は、医療費等請求書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、住所地若しくは当該被害発生地を所轄する保健所長を経由して、市長に請求するものとする。

(1) 当該医療及び当該支給申請につき文書料として要した費用の額を証する書類

(2) 当該医療の内容を記載した書類

（委任）

- 第10条 この要綱の施行について、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、昭和48年4月18日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、昭和59年10月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和60年3月2日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年4月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。